

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 12 日 (金) 第 190 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 川内地区環境大気保全措置実施要綱の一部を改正する要綱 (※) (環境保全課取扱い) 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
 - 鹿児島県農業機械整備施設認定要綱の一部を改正する要綱 (※) (経営技術課取扱い) 2
 - 県営土地改良事業の計画の決定 (5件) (農地整備課取扱い) 3
 - 県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 4
 - 県営土地改良事業の工事の完了 (9件) (農地整備課取扱い) 5
 - 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 6
 - 基本測量の終了 (監理課取扱い) 6
 - 公共測量の実施 (監理課取扱い) 6
 - 公共測量の終了 (監理課取扱い) 6
 - 道路の区域の変更 (5件) (道路維持課取扱い) 6
 - 道路の供用の開始 (5件) (道路維持課取扱い) 7
 - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 9
 - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 10
 - 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 10
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 10
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 10
- 公 告
- 令和 3 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告 (建築課取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第267号

川内地区環境大気保全措置実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 3 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

川内地区環境大気保全措置実施要綱の一部を改正する要綱

川内地区環境大気保全措置実施要綱 (昭和50年鹿児島県告示第440号) の一部を次のように改正する。

第 4 の表環境放射線監視センター局の項中「環境放射線監視センター局」を「隈之城局」に、「薩摩川内市若松町 1 番地」を「薩摩川内市隈之城町字平尾賀217番 8」に改める。

別記様式中「印」を削り、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

鹿児島県告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人ネリヤ	奄美市名瀬和光町31番14	ネリヤ訪問ステーション	奄美市名瀬和光町31番14	令和3年2月5日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
おおぞら薬局	霧島市国分松木東7番15号	令和3年3月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	令和3年3月1日	育成医療

鹿児島県告示第271号

鹿児島県農業機械整備施設認定要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県農業機械整備施設認定要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県農業機械整備施設認定要綱（昭和57年鹿児島県告示第380号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）印」を「（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」に改め、同様式備考を削る。

別記第5号様式中「氏名）印」を「氏名）」に改め、同様式備考を削る。

附 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

鹿児島県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（農地保全整備）（農業用排水施設整備）共栄地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月15日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課
鹿屋市吾平総合支所産業建設課
鹿屋市申良総合支所産業建設課
鹿屋市輝北総合支所産業建設課

鹿児島県告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災ダム）（農用地利用保全）御手洗地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月15日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所
出水市役所農林水産整備課

鹿児島県告示第274号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（ため池整備）（地震・豪雨対策型）（農用地利用保全）開聞地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月15日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所
指宿市役所耕地林務課

鹿児島県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等

保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備）楠原地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月15日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿児島県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業農村地域防災減災（農地保全整備）（農業用排水施設整備）東中沖地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月15日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所
大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び農用地保全）柏原地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月15日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

鹿児島県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（区画整理）荒木中央地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月15日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所
喜界町役場産業振興課

鹿児島県告示第279号

土地改良事業県営農村整備（中山間地域総合整備型）（旧：中山間地域総合整備（一般型））
（農業用排水施設整備）南種子地区の工事は、令和3年2月16日に完了した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第280号

土地改良事業県営農村整備（中山間地域総合整備型）（旧：中山間地域総合整備（一般型））
（農道整備）南種子地区の工事は、平成30年3月27日に完了した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第281号

土地改良事業県営農村整備（中山間地域総合整備型）（旧：中山間地域総合整備（一般型））
（区画整理）南種子地区第1換地区の工事は、平成30年3月27日に完了した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第282号

土地改良事業県営農村整備（中山間地域総合整備型）（旧：中山間地域総合整備（一般型））
（区画整理）南種子地区第2換地区の工事は、令和2年4月24日に完了した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第283号

土地改良事業県営農村整備（中山間地域総合整備型）（旧：中山間地域総合整備（一般型））
（区画整理）南種子地区第3換地区の工事は、平成31年3月28日に完了した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第284号

土地改良事業県営農村整備（中山間地域総合整備型）（旧：中山間地域総合整備（一般型））
（区画整理）南種子地区第4換地区の工事は、平成26年2月17日に完了した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第285号

土地改良事業県営農地環境整備（旧：農地環境整備（緊急耕作放棄地特別対策型））（区画整理）中田地区の工事は、令和2年11月25日に完了した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第286号

土地改良事業県営農地環境整備（旧：農地環境整備（一般型））（区画整理）阿嶽地区の工事は、令和3年1月21日に完了した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第287号

土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）牛之原地区の工事は、令和2年10月5日に完了した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第288号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大和村	平成26年5月23日から 令和2年12月20日まで	地籍図及び地籍簿	大和村大字大金久の一部	令和3年 3月3日
天城町	平成30年5月20日から 令和2年2月25日まで	地籍図及び地籍簿	天城町大字浅間、大字天城 及び大字瀬滝の各一部	令和3年 3月3日

鹿児島県告示第289号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和2年8月4日鹿児島県告示第733号で告示した基本測量の実施は、令和3年2月17日終了した旨の通知があった。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第290号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和3年3月8日から同月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市皆与志町，日置市東市来町及び南九州市川辺町

鹿児島県告示第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所長から令和2年9月11日鹿児島県告示第831号で告示した公共測量の実施は、令和3年2月26日終了した旨の通知があった。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	肝属郡錦江町城元字川畑 626番1地先から625番1地 先まで	前	15.9~30.1	45.1
			後	16.2~29.7	45.1

鹿児島県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	269号	肝属郡錦江町城元字川畑626番1地先から625番1地先まで	令和3年3月12日

鹿児島県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	448号	肝属郡錦江町城元字川畑 626番1地先から同町城元 字南2260番3地先まで	前	8.1~33.5	448.8
			後	10.1~39.9	448.8

鹿児島県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	448号	肝属郡錦江町城元字川畑626番1地先から同町城元	令和3年

字南2260番3地先まで

3月30日

鹿児島県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島川辺線	鹿児島市下福元町字溝ノ口10037番53地先から同市下福元町字摺河内10121番1地先まで	前	4.3～12.1	76.1
			後	5.3～16.5	76.1

鹿児島県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島川辺線	鹿児島市下福元町字溝ノ口10037番53地先から同市下福元町字摺河内10121番1地先まで	令和3年3月12日

鹿児島県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	日置市吹上町永吉字隼馬脇4630番1地先から同市吹上町永吉字森園5270番1地先まで	前	7.1～40.5	325.4
			後	10.2～40.5	325.4
		鹿児島市直木町4447番2地先から4523番2地先まで	前	7.1～13.9	286.6
			後	7.1～16.0	286.6

鹿児島県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	永吉入佐鹿児島線	日置市吹上町永吉字隼馬脇4630番1地先から同市吹上町永吉字森園5270番1地先まで	令和3年3月12日
		鹿児島市直木町4447番2地先から4523番2地先まで	

鹿児島県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	仏迫平房線	鹿屋市輝北町諏訪原字後ヶ迫4375番9地先内	前	7.4～12.1	45.0
			後	6.9～62.3	45.0

鹿児島県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月12日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	仏迫平房線	鹿屋市輝北町諏訪原字後ヶ迫4375番9地先内	令和3年3月12日

鹿児島県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	志布志市	急・中ノ畑1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	志布志市	急・中ノ畑1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和3年3月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 施行者の名称

奄美市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 名瀬都市計画下水道事業
(2) 名称 奄美市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年3月7日から令和8年3月31日まで（変更前令和3年3月31日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和52年3月7日鹿児島県告示第230号、昭和63年10月24日鹿児島県告示第1746号、平成2年12月3日鹿児島県告示第2043号、平成7年7月19日鹿児島県告示第1186号、平成11年10月22日鹿児島県告示第1331号及び平成14年12月10日鹿児島県告示第1513号の事業地のうち名瀬佐大熊町、名瀬長浜町、名瀬塩浜町及び大字浦上字前勝地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

南薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和3年3月12日

南薩地域振興局長 大山浩昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターすてっぷ	南九州市穎娃町御領7483番地	社会福祉法人更生会	南九州市穎娃町別府4710番地6	中村 邦彦	令和3年3月31日	就労移行支援

北薩地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定

障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 3 月 12 日

北薩地域振興局長 伊村秀己

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
チャイルドケア エイトばれっと	出水市向江町 1 番 45 号	一般社団法人み かさの里	出水市本町 17 番 20 号	双津 忠一	令和 3 年 3 月 1 日	児童発達 支援

公 告

令和 3 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により，令和 3 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお，試験の実施に関する事務は，建築士法第 15 条の 6 第 1 項に規定する都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和 3 年 3 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日及び場所

(1) 二級建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	令和 3 年 7 月 4 日 （日）午前 10 時 10 分から午後 5 時 20 分まで	(1) 鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目 21 番 40 号） (2) 奄美試験場 鹿児島県大島支庁本館 4 階大会議室（奄美市名 瀬永田町 17 番 3 号）
設計製図の 試験	令和 3 年 9 月 12 日 （日）午前 11 時か ら午後 4 時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目 21 番 40 号）

(2) 木造建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	令和 3 年 7 月 11 日 （日）午前 10 時 10 分から午後 5 時 20 分まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目 21 番 40 号）
設計製図の 試験	令和 3 年 10 月 10 日 （日）午前 11 時か ら午後 4 時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目 21 番 40 号）

2 受験資格

建築士法第 15 条各号のいずれかに該当する者

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 試験科目

- (㉞) 建築計画
- (イ) 建築法規
- (ウ) 建築構造
- (エ) 建築施工

イ 試験の免除

次の表の左欄に掲げる者については，その者の申請により，それぞれ同表の右欄に掲

げる学科の試験を免除する。

令和元年又は令和2年に都道府県知事が実施した二級建築士試験の学科の試験に合格した者	二級建築士試験の学科の試験
令和元年又は令和2年に都道府県知事が実施した木造建築士試験の学科の試験に合格した者	木造建築士試験の学科の試験

(2) 設計製図の試験

ア 対象者

学科の試験に合格した者及び学科の試験を免除された者

イ 試験の課題

令和3年6月9日（水）頃からセンターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において公表する。

4 受験手数料

18,500円

5 受験手続

(1) 受験申込受付期間

令和3年4月1日（木）午前10時から同月15日（木）午後4時までとする。

(2) 受験申込方法

センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）がある場合は、令和3年4月7日（水）までにセンターに申し出ること。

6 受験票の交付

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、令和3年6月18日（金）頃から受験有資格者にマイページ（インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ）において、ダウンロードができるため、必ず印刷した上で試験場に持参すること。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和3年6月18日（金）頃、受験有資格者に発送する。

7 合格者の発表等

(1) 学科の試験の合格者の発表

二級建築士試験は令和3年8月24日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月7日（火）（予定）に、センターのホームページにおいて発表する。

(2) 最終合格者の発表

令和3年12月2日（木）（予定）に、センターのホームページにおいて発表する。

(3) 合格者等への通知

(1)及び(2)とも、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

8 その他

(1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(2) 試験についての照会は、センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人鹿児島県建築士会本部（電話099-222-2005）に対して行うこと。